

- ベビーシッターを含め 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設における保育に従事する者の要件として、保育士、看護師又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とし、その研修の内容については、各自治体に対して通知で示している。
- 同通知において、都道府県知事等が同等以上と認める研修の基準等については、追って示すこととしており、その内容について検討する必要がある。

保育に従事する者の要件

〔「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（厚生労働省子ども家庭局長通知）〕

- ① 保育士又は看護師の資格を有する者
- ② 都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者

研修の内容

〔「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について」（厚生労働省子ども家庭局長通知）〕

- 子育て支援員研修（地域保育コース）
 - 居宅訪問型保育研修または家庭的保育者等研修の基礎研修
 - 全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び現任研修
 - 「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目の履修
- ※ これ以外の主体が実施する都道府県知事等が同等以上と認める研修の基準等については追って示すこととしている。

「都道府県知事等が同等以上と認める研修の基準」の検討

都道府県知事等が同等以上と認めるに当たり確認すべき事項として、以下の項目が想定される。

1 法人基準

- 継続・安定した事業運営が可能か（財務諸表や社会保険料納付状況、体制等）
- 居宅訪問型保育事業者として、または研修事業者としての実績があるか（事業、研修の範囲、期間、重大事故歴等）
- 個人情報保護の規定を定めているか、情報管理は適切か

【想定される確認項目】

(1)事業継続性、(2)事業実績、(3)個人情報保護、適切な情報管理

2 研修基準

- 研修内容は、原則、認可の居宅訪問型保育研修（基礎研修）と同様とする
- 自社以外のベビーシッターの受講を可能とする（もしくは要件とする）

【想定される確認項目】

(1)研修カリキュラム、(2)講師、(3)研修回数、(4)規則等の公開、(5)受講資格、(6)修了証書等の交付、(7)名簿の作成・管理、(8)フォローアップ研修、(9)オンライン研修

3 その他

- 同等以上と認められた研修について、その後の基準適合状況の確認